

Compass

実務トピックス

6月の事務 2004年度(平成16年度)個人住民税の特別徴収の開始、夏物商戦などの資金対策、夏季賞与額の決定と支給
賞与からの健保・厚年の保険料徴収、定時株主総会の登記事項のチェック、中元・暮中見舞状の手配、ほか 11

6月のビジネスカレンダー 全国安全週間の準備月間、来春新卒予定者に対する採用活動の実施、ほか 13

人事・労務トピックス「開」ことしの新入社員は「ネットオークション型」 14

新法令・通達解説 中小ベンチャーファンド法を拡充、公開企業等も投資の対象に、ほか 16

これからの法改正の動き 法案提出は難航しているものの独禁法強化は時代の趨勢が、ほか 18

一瞬の出遅れが命取りになることも

寝耳に水の

「取引先破綻」にはこう動け!

双日㈱法務部長 花井 正志 19

- 「万が二」が起こったときの債権回収・保全の基本姿勢
- 取引先の協力がない場合の動産・債権の押さえ方
- 取引先の協力がある場合の効果的な債権保全・回収策
- 取引先の協力がない場合に検討したい周囲へのアプローチ

間違いやすいポイントと正しい処理の仕方

法人税と消費税の関連処理にまつわる実務 ミニ事典

税理士 関川 春夫 30

6月1日より全国で実施

電子申告 e-Tax 先行導入の名古屋ではこんな問題がありました

税理士 井上 新 36

インタビュー／異色小説「女子大生会計士の事件簿」シリーズの著者に聞く

会計の世界は本当に面白い。それを伝えたくて書いてます。

公認会計士 山田 真哉 44

連載／経営トラブル解決人

村本観の事件簿 銀行から身に覚えのない借金の返済を迫られた

経営コンサルタント 村本 観 40

ドキュメント ● 税務調査の現場報告 国公用道路として寄付した工場隣接地の費用勘定は?

税金シャーマナリスト 薄井 逸走 46

ニュースな出来事と税務処理 ■ 「バレたら返せばいい」ですませるな! 警察の裏金疑惑

税理士 太楠 知新 35

実務ワンポイント知識 ■ 印紙税の基礎知識と節税法ほか

48

電子申告 e-Tax

先行導入の名古屋では こんな問題がありました

国税の電子申告が全国で利用可能になる。それに先んじて導入が行なわれた名古屋国税局管内では、スタート段階ゆえの問題がみられたようだ。どんな問題が起こったかを、名古屋税理士会の旗振り役に紹介してもらった。



名古屋税理士会情報基盤整備特別委員会委員長・税理士

井上新

日本政府は e-Japan 重点計画の一環として、税金に関する申告、納税・申請・届出等が自宅や会社からインターネットを通じて手続きできる「e-Tax」の開発を進め、6月1日からいよいよ全国で利用可能になります。

電子申告のあらまじり 想定されるメリット

従来の紙の申告は、パソコンのデータを紙に印刷し、製本し、窓口持参もしくは郵送する必要がありました。

電子申告はこの「紙に印刷↓製本↓持参もしくは郵送」という作業を、「XMLという形式のデータに変換し、そのデータを国税局のサーバに向けて送信する」という方法に置き換えることといえます（財務諸表はXBMLという形式のデータに置き換えます）。申告は国税庁の配布する e-Tax ソフトもしくはこれに対応した会計ソフトで行ないます。市販されている有名どころの会計ソフトであれば、電子申告への対応を想定していますから、変換の前の業務処理は従来と変わりません。

申告時には本人確認のための電

子署名が必要です。これは「紙に署名をして印鑑を捺す」が、「ICカードをリーダータに挿し、パスワードを入力し、署名ができたら送信ボタンを押す」という手順に変わることです。

ちなみに私の事務所は税務署まで片道三〇分は必要ですので、単純に往復するだけで一時間はかかります。業務が集中する時期に、その時間が不要になるのは本当に助かります。

●電子申告の手順

《事前準備》

「電子申告・納税等開始届出書」に本人確認用の書類を添付し、納税地の所轄税務署に提出します。すると二か月以内に「利用者識別番号」と「仮暗証番号」（IDとパスワード）が送られてきます。

また、電子署名の際に必要な電子証明書を取得する必要があります。税理士は税理士会のICカードを取得すればよいのですが、一般の方は住基カードを利用する方法が簡便かつ経済的です。代表者と経理責任者が住基カードを作成して、そこに電子証明書の登録（公的個人認証番号の格納）をして、それを申告等のときにリーダータで読み取ることによって本人による手

続きであることを証明します。

商業登記簿を用いる方法もありますが、専用ソフトを買わなければならないなど、費用がやや高くなります（住基カードを取得できない外国人経営者の場合でも、こちらの方法で電子申告が可能になるという利点があります）。

e-Taxソフトあるいは（電子申告に対応した）民間の会計ソフトから初めてe-Taxにログインするときに、仮暗証番号を任意の暗証番号に変更し、あわせて電子証明書等を登録します。

《申告等の手続き》

申告書等のデータに電子署名をすることで電子証明書を添付して、e-Taxに送信します。送信ボタンを押すと二、三秒で「即時通知」が来て受付時間が記録され、さらに数秒でメッセージボックスに「受信通知」が届きます。

申告の場合、受信通知には「利用者識別番号」「氏名」「受付日時」「課税期間」「種目」「課税標準」「税額」などが表記されています。受信通知が確認できれば、申告手続きは終了です。

6月1日からの全国導入に先駆けて、名古屋国税局管内で2月2日より所得税と個人事業者の消費

税の申告の受付が、3月22日より法人税の申告と納税の受付が始まりました。受付開始となった2月2日9時の時報とともにパソコンの操作を開始し、e-Taxソフトを使って、即時通知が来たのが9時3分49秒、消費税申告の受信通知が9時7分13秒でした。

《納税手続き》

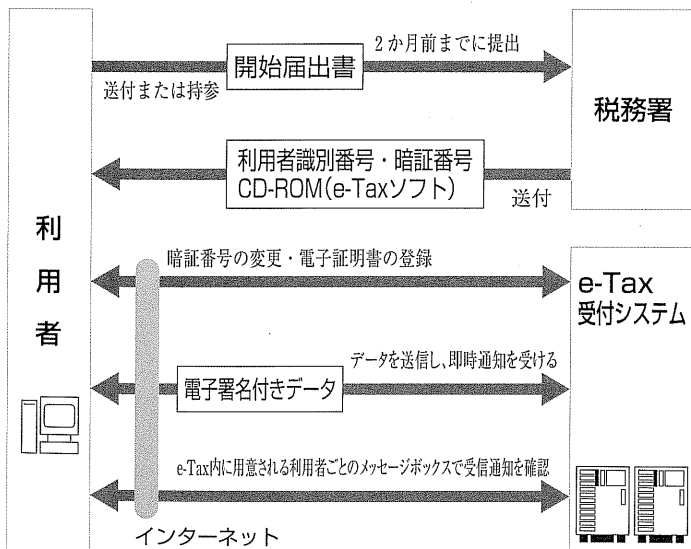
納付情報データを作成し、電子署名により電子証明書を添付して、e-Taxに送信・登録します。これも申告時と同様に、納付区分番号等を表示した受信通知がメッセージボックスに届きます。

金融機関のシステムにログインし、インターネットバンキングの画面上から納付区分番号等を入力すると、「納税者氏名」「税目」「課税期間」「納付金額等」が表示されます。確認のうえ納付指図（利用者の預金口座から国庫金勘定への振替え指示）を行ないます。金融機関から利用者に納付が完了した旨の通知が送信されます。

●初期投資

インターネット環境があるという前提でいえば、電子申告の導入に必要なものは、住基カードの発行料（五〇〇円、写真入りにした場合は別途写真代）にプラス電

■事前手続きから電子申告までの流れ



子証明書の格納のための五〇〇円（三年間有効、自治体によって異なる）、ICカードから電子証明書を読み込むためのリーダーライターといった程度です。

リーダーライターには接触型（実売価格二、〇〇〇円程度）と非接触型（二万円弱）の二種類があります。パソコンショップなどの店頭で手に入りやすいのは接触型ですが、将来、地方税の電子申告が始まる時に、それぞれの自治体が発行するICカードの形式は、不

統一になる可能性があります。現時点ではどちらの方式にも対応する非接触タイプを推奨します。

やってみて初めてわかった
いろいろな「つまずき」の元

電子申告の前提となる「電子申告開始届出書」の提出件数は3月8日現在で個人・法人合計七、五〇二件、3月末までの電子申告の利用件数（所得税・消費税）は二、九七〇件でした。実際に申告まで

いったのは、開始届出書を出したうちの四割程度と思われるかもしれません。もともと開始届だけ出しておこうとした人だけでなく、途中であきらめてしまった人もいたようです。

もっとも、これから電子申告に取り組む方は、名古屋管内の申告がまずいた経験をもとに対応策を考えると、それができます。そのために私

たちはいい経験をさせてもらったとも思っていますので、これから電子申告の導入を考える方の参考にしてください。

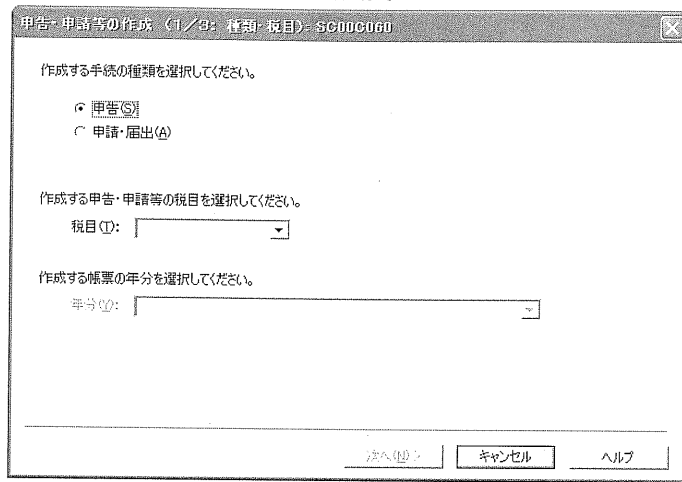
●体験1 自動計算が合わないケースが出てきた

所得税・法人税を問わず、関与先の申告にあたっては、計算違いが起こってはまずいので、従来の会計ソフトで完成させた帳票から、e-Taxソフトに転記していく方法をとりました。所得税の申告書では定率減税が二五万円を超えても二〇%で計算してしまったり、決算書の減価償却費の計算では、償却費の計算を一〇〇%まで償却してしまう、といったソフト上のバグが見つかりました。

そうしたバグについては国税庁のホームページで後から注意事項として告知されましたが、民間の会計ソフトを使った場合には、私の税理士仲間も総じてスムーズに申告できていたようです。法人税の申告については従来の会計ソフトを使うほうが無難です。

一方で、所得税の個人の確定申告については、単純な申告であれば、これまでの「所得税の確定申告書作成コーナー」と同じ感覚で

■e-Taxソフトのデータ作成画面



申告書を作成し、切り出し・組み込み機能を使ってデータを送ることもできるので、このソフトは便利だといえます。

●体験2 原因不明のエラーにつきまずく

e-Taxソフトを使おうとして最初に困ったのが、普通に入力しているつもりなのに「XML構造エラー」「スキーマチェックエラー」という表示がたびたび出ることでした。

最初はデータのどこに問題があ

るのか見当が付きません。右往左往しながら、同様のトラブルを経験している税理士仲間とやりとりをしているうちに、XML構造の問題が起きるほとんどの原因が「半角カタカナ」にあることがわかってきました。

減価償却費の計算明細表に自動車の車名を乗せるときなど、車種名を半角で狭い記入スペースに入れ込んでいたことに問題があったようです。

その他、(株)などのカッコ付き漢字、丸付き数字、ローマ数字などの「機種依存文字」、半角のスペースなどでも問題が起る可能性があります。

●体験3 電子署名が二人分ないと送信可能にならない

法人税申告書は経理責任者の自署・押印するのが原則です(法人税法一五一条)が、現実には、社長が経理責任者も兼ねている中小企業の場合は、代表者のみの自署・押印ですませるケースが多く、実務上もそれで通ってきました。

法人税の電子申告の際には、二

人の電子署名が必要なシステムになっていて、代表取締役の署名だけでは送信可能なりません。

社長が住基カードを取得していても、経理部長が手続きを怠っていて困るケースが想定されます。

そういう場合にも打てる手はありません。「二人の署名」という要件を満たせばいいので、社長が二回署名し、画面上の署名数を「2」にするか、または税理士が署名すれば実質二人とみなされ、送信は可能となります。

●体験4 リーダライタのインストールトラブル

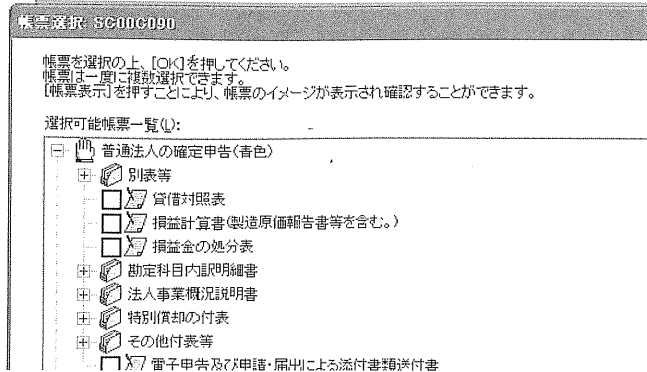
リーダーライタはドライバをインストールして、次にICカードを読み込むソフトをインストールするという手順を踏みます。この途中で不具合が多く発生しました。

二種類のリーダーライタを一度にインストールするといったようなことをすると、特にトラブルが起るようです。なるべくシンプルに、マニュアルの手順どおりに進めていくことが肝要です。

●体験5 受付時間に注意

「電子社会」には、三六五日二四時間申請を受け付けるとい

■法人税申告の帳票選択画面



メッセージがあります。将来はそういう方向に進むという方針は出ていますが、現在は平日の午前9時から午後6時までという、税務署の開庁時間とほぼ同じ時間しか受け付けてくれません。

「いつまでたつてもログインできなくて、よく考えたら土曜日だった」という知り合いがいました。閉庁時間ぎりぎりに申告をやったらどうなるか試してみました。午後5時59分にログインの画面が出て、「よし良かったぞ」と手を叩きました。最後まで確認したらエラーメッセージがありません。

そこまで確認せずに「大丈夫」と勘違いすることも懸念されます。もちろんもともと適切ではありませんが、時としてあった「徹夜して翌日の朝一までにポストに入るようにしておけば……」という段取りは通用しません。せめて申告期限の三日前くらいには送信完了したいところです。

●体験6 紙での別送が多く電子化のメリットが薄い

所得税の申告の場合、領収書など紙で別送せざるを得ないものが多いという問題が残っています。たとえば医療費控除を受けようとするとき、病院で受け取った領収書などはすべて別途郵送しなければなりません。結局、現物を送る義務があるというのでは、電子化のメリットが減ってしまいます。

●体験7 セキュリティが強い反面低いスペックのPCは辛い

国税庁は電子申告のシステムの作成に平成15年度だけで九〇億円の予算を投入していますが、その多くをセキュリティ構築に注ぎ込んだと思われる。

会計事務所のパソコンから国税庁のサーバに行くまでのセキュリティ

ティについては、心配する必要はないと私は考えています（ただし別の問題として、クライアントの企業と会計事務所でやりとりする間はセキュリティがないに等しいということがあります。電子化にあたってはそうしたセキュリティ意識も変えていかなければいけないでしょう）。

ただし、それだけセキュリティを意識したのはいいのですが、別の問題も発生します。膨大な法人税申告書の別表入力において、ペー ジ送りをする際などは、申告書の一枚一枚を読み込む時間が結構かかるのです。低いスペックのマシンだと一〇分以上も砂時計が固まったこともありました。

個人の簡単な所得税申告書程度であればスムーズに終えるのですが、OSやCPUが最新の環境でない限り、たぐさんのデータの処理は避けたほうが無難です。

「開始届」は出しておき様子を見て進めればよい

本稿で誤解していただきたいくないのは、たしかにスムーズにいかなかった面はありますが、私たちの体験によって、今後電子申告に

取り組む人はトラブルへの対応策が見えていることになりました。

国税庁も私たちの声を踏まえ、2月、3月に起こった問題とその対策についての情報をホームページにアップしています。当初は原因が特定できなかったトラブルの回避策についても、もちろん掲載されています。

電子政府の実現はつきつめれば「小さな政府」への道ですから、好むと好まざるとにかかわらず、いずれ電子申告が主流になる時代がくるでしょう。弁理士の世界では、すでにほとんどが電子申請になっている、と聞きます。

開始届を出したからといって、電子申告を「しなければならぬ」わけではありません。選択肢が一つ増えたくらいに思っていてください。

「電子納税」については明らかに便利です。とりわけ消費税の毎月納付などを行なう場合などは確実にメリットが享受できますから、とりあえず納税だけやってみて、なじんでおくとよいでしょう。

特にインターネットバンキングに慣れた担当者であれば、違和感なく移行することができると思われれます。

(構成＝編集部)